平成２９年（フ）第２８５４号
横浜市中区初音町２丁目41番地２　プレール・ドゥーク横浜サウスメゾンロワール403
破産者　三浦　里香
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８５６号
横浜市港北区篠原町1475番地、前住所横浜市港北区新羽町1659番地　フラッシュビル301
破産者　高橋　直樹
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８５７号
横浜市港北区篠原町1475番地、前住所横浜市港北区新羽町1824番地　港北プラザ301号
破産者　西窪恵富子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００７号
横浜市中区本牧原19番１―514号
破産者　中山　広幸
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２９号
横浜市磯子区中原３丁目３番20号　メゾン河原204号
破産者　伊藤　清貴
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３９号
神奈川県大和市桜森３丁目８番10―203号
破産者　安達　昌弘
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９８号
横浜市都筑区東山田４丁目40番17号　203、前住所横浜市都筑区富士見が丘16番15―503号
破産者　丸山夕起夫
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１５号
横浜市保土ケ谷区仏向西11番７号　フォンテーヌ・ドミールＡ―102号
破産者　高澤ルリコ（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３０号
横浜市鶴見区駒岡４丁目31番１―402号
破産者　佐々木　肇
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５号
新潟県上越市中央２丁目９番19号
破産者　飯塚　和芳
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１９１号
石川県野々市市菅原町２番８号　アゼル206号、従前の住所金沢市米泉町８丁目51番地
破産者　山本珈琲こと　山本　裕子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９５号
金沢市末町６の41番地２　エムテクレヨン２501号
破産者　米原　友朗
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２７号
静岡県御殿場市萩原1362番地の７　サンライトハウス永原Ａ101
破産者　髙塚　勝麿
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
宮崎県日向市東郷町山陰甲281番地１
破産者　橋口　淳一
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４２号
山形県鶴岡市三瀬字殿田414番地
破産者　秋好　　忍
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第２０号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番26号（レオパレス緑ヶ丘105）
破産者　米倉　繁徳
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１３０５号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉５丁目６―12第２グリーンハイツ１Ｆ―２、開始決定時の住所札幌市白石区栄通11丁目２番32号　パークサイド栄Ｃ―202号
破産者　杉山　　誠
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５２号
北海道江別市野幌代々木町43番地の９　アパシオ439―105号室
破産者　塚田　　崇
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３１号
札幌市豊平区平岸１条２丁目６番１―312号
破産者　明田　憲司
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部